

尾張旭市監査公表第22号

令和7年1月29日付け尾張旭市監査公表第1号をもって公表した定例監査結果報告について、令和7年3月6日付け6文第192号で教育長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和7年3月28日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 大島 もえ

教育委員会文化スポーツ課

監査の指摘事項	措置状況
<p>歳入の調定とは、収入の事実を調査決定するものであり、法令又は性質上事前に調定ができないものを除き、歳入金の前に行われるものである（尾張旭市会計規則（昭和58年尾張旭市規則第11号）第4条及び第5条）。</p> <p>同課は、行政財産目的外使用料について、法令又は性質上事前に調定ができない歳入とはいええないにもかかわらず、これまで事後に調定するものと取り扱い、調定の決議を経ないで納入義務者に納入を通知し、徴収し続けてきた。</p> <p>適時適切に調定を決議されたい。</p>	<p>指摘事項について、事後調定から事前調定による歳入金収納を行うよう改めることとした。また、これまで事後調定として取り扱っていたその他の歳入金についても性質等を考慮し、事前調定への見直しをした。</p> <p>次回から適時適切な事務を行う</p>
<p>物品の検査（尾張旭市物品管理規則（平成25年尾張旭市規則第3号。以下「物品管理規則」という。）第23条に規定される使用中の物品及び備品台帳に係る検査をいう。）を令和5年度は実施していなかった。また、物品管理規則第9条に規定する備品ラベルに所管課、備品番号及び品名は記載されていたものの、取得年月日が記載されていなかった。</p> <p>物品管理事務を適切に実施されたい。</p>	<p>令和7年度より物品の検査を毎年度実施する。また、今後、新たに取得する物品の備品ラベルに取得年月日を記載し、物品管理事務を適切に実施する。なお、取得年月日が記載されていないものは、記載漏れではなく取得年月日が不明のため、備品台帳を空欄とせず、取得年月日不明と記載した。</p>
<p>行政財産目的外使用料は、尾張旭市行政財産の目的外使用料条例（昭和59年尾張旭市条例第33号。以下「使用料条例」と</p>	<p>指定管理の導入当時の電気代相当額をもとに算定し、その後は使用料条例第2条第3項により算定を行ってきたが、再</p>

いう。)第2条第1項の規定を根拠に算定するものである(同項の規定にかかわらず、道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項第1号、第2号及び第6号並びに道路法施行令(昭和27年政令第479号)第7条第1号、第4号及び第5号に掲げる工作物、物件又は施設を設ける場合の使用料は、使用料条例第2条第2項を根拠に算定することとなる。)

一方、使用料条例第2条第1項又は第2項の規定により使用料の額を算定することが不適當又は困難と認める場合の使用料は、その使用態様に応じ、通常の実例価額等を考慮して市長が定める額となる(使用料条例第2条第3項)。

同課は、公の施設である総合体育館の敷地、旭ヶ丘体育施設の敷地、南グラウンドの敷地及び晴丘体育施設の敷地並びに市民プールの敷地における自動販売機設置に係る目的外使用料を、使用料条例第2条第3項を根拠に算定の上、徴収している。

この点、同課に、なぜ同項を根拠とするのかを尋ねたが、これら施設に係る指定管理の導入当時の電気代相当額であるとするのみであり、なぜ同条第1項又は第2項の規定により使用料を算定することが不適當又は困難なのか等についての具体的な回答は得られなかった。

同課にあっては、これら使用が同条第1項又は第2項の規定により使用料の額を算定することが不適當又は困難なものであるか、また、使用料が同条第3項に沿った適切な水準にあるか検討されたい。

令和3年4月1日から、本市では、国・県の法令等に基づかず、印鑑証明書等の照合を行わない書類への押印については原則廃止したものの、見積書については引き続き押印を求めている。同課では、令和6年度尾張旭市スポーツ活動推進事業業務委託及び令和6年度文化振興事業業務委託において、代表者印がない見積書を提出した者と契約を締結していた。

度検討した結果、使用料の額を算定することが不適當又は困難であることは認められなかったため、令和7年度から、同条例第2条第1項の規定を根拠に算定する。なお、引継書にもこれまで算定した経緯を記載し、今後は、令和7年度から同項の規定を基に算定するよう明記する。

令和7年1月7日、各見積書提出団体に今後は見積書に押印するよう求めた。また、業務の引継書に内容を記載し、再発防止に努める。

<p>市の方針に沿った事務処理を実施されたい。</p>	
<p>本市の随意契約ガイドライン（総務部総務課策定。以下「ガイドライン」という。）により、随意契約を締結する場合、予定価格が尾張旭市契約規則（昭和53年尾張旭市規則第19号）第25条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表をしなければならないが、中学校体育施設夜間開放管理業務委託は、予定価格が同条に定める金額を超える随意契約であるにもかかわらず、内容の公表が行われていない。</p> <p>ガイドラインに沿った事務処理を漏れなく実施されたい。</p>	<p>指摘事項について、令和6年12月26日付けで随意契約の内容公表を行った。</p> <p>決裁後にホームページも確認する体制を整えることや、業務の引継書にも内容を記載し、再発防止に努める。</p>